

○ 国の安全等に関する情報

【法5条3号（独法5条4号イ）関係】

96	<p>答申13（行情）166 「GATTウルグアイ・ラウンド等に関する資料の一部開示決定に関する件」</p> <p>・ 記者発表要旨と同様の内容が含まれているとしても、両国の最高責任者の率直な意見交換を記録した会議記録は、法5条3号に該当</p>	<p>2 本件対象文書の不開示該当性</p> <p>(1) 畑農林水産大臣とエスピー農務長官の会談（本件対象文書（1）イ）</p> <p>畑農林水産大臣とエスピー農務長官の会談に関して、諮問庁は「日米農相会談記者発表要旨」（以下「本件記者発表要旨」という。）を開示し、会談の記録部分（以下「本件会談記録」という。）を法5条3号の不開示情報に当たるとして不開示とした。これに対して、異議申立人は本件会談記録中、本件記者発表要旨と同じ部分であれば、少なくともその部分は開示すべきである旨主張する。</p> <p>そこで、当審査会において本件会談記録を見分したところ、当該会談は、UR交渉の最終決着を控えた時期に、URの成功を期して、日米両国の農業担当最高責任者が双方の利害の相違を踏まえつつ、会談内容を公開しないことを前提として、踏み込んだ意見交換を行ったものであることが認められる。</p> <p>また、確かに、本件会談記録には、日米双方の間で公開が可能な部分を調整した上で作成された本件記者発表要旨と同様の内容も含まれているが、全体として農林水産大臣と米農務長官の私的な会話を含め、率直な意見交換を行った会談について、一方の当事者である日本側が作成した記録である。すなわち、本件会談記録と本件記者発表要旨は、その文書としての性格が大きく異なっていると認められ、本件記者発表要旨が開示されたからといって、本件会談記録の対応部分が直ちに開示できるというものではない。</p> <p>UR交渉の内容について踏み込んだやり取りがなされている本件会談記録の文書内容及び性格を勘案すれば、これを公にすると、会談相手国である米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、WTO加盟国を始め、利害関係を有する第三国との交渉上不利益を被るおそれや信頼関係を損なうおそれがある。さらに、私的な会話をも含んだ自由で率直な会談の記録を公にすることによって、今後我が国の閣僚が他国の閣僚と会談を行う際に自由で率直な意見交換を行うことに支障が起こる可能性を排除できず、結果として今後の我が国の交渉上不利益を被るおそれがあると認められる。</p> <p>また、このような会談の記録であっても、外交記録が一定の年限の後に原則として公開されるように、時がたてば公開が妥当であると判断される場合もあり得る。しかしながら、本件会談記録はURの農業交渉にかかわる内容のものであり、会談以後8年以上が経過しているとはいえ、上記1記載のとおり、WTOの農業交渉はUR交渉とWTO農業協定の合意に基づき継続性を有している現状にかんがみれば、本件会談記録を公にすると他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び交渉上不利益を被るおそれがあると諮問庁が認めたことに相当の理由があると考えざるを得ない。</p>
----	---	---

		<p>また、法5条3号の不開示情報に当たる記載は、文書全体にわたって含まれており、部分開示を検討しようとしても、それは極めて困難であり、不開示とすべき部分を容易に区分することはできないと認められる。</p> <p>したがって、本件対象文書（1）イは、公にすることにより他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報と認められ、法5条3号に該当すると認められる。</p>
97	<p>答申14（行情）135 「河野－フルシチョフ会談（1956年10月16日～18日）の議事録等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 半世紀以前の会談記録であり、ロシアで公開された事実があることから、信頼関係が損なわれるおそれがあるとは認められないとしたもの ・ しかし領土交渉がなお解決されていない点等をふまえると、交渉上不利益を被るおそれがあると諮問庁が認めるに相当の理由があるとした例 	<p>3 法5条3号該当性</p> <p>(1) 本件対象文書の法5条3号該当性を検討するに当たり、まず、本件対象文書を公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報に該当するかどうかについて検討する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 二国間会談の記録の公開については以上に述べた点を考慮する必要があるが、本件対象文書は、ほぼ半世紀以前の会談に係るものであり、その後においてソ連邦の崩壊などロシアの国内情勢や国際情勢が大きく変化していること、異議申立人が主張するように、ロシアにおいて本件会談に関して当時のソ連側が作成したとみられる文書が、平成8年に同国内で発行された同政府の機関誌に掲載されたという事実が認められることからすると、我が国が本件対象文書を一方的に公にしたとしても、ロシアとの信頼関係が損なわれるということは考え難く、また、その他の国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるとも認め難い。したがって、信頼関係を損なうおそれがあることを理由として、行政機関の長が本件対象文書を不開示とすることについては、相当の理由があるとは認められないと言ふべきである。</p> <p>(2) 次に、本件対象文書が、これを公にすることにより我が国が他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報に該当するかどうかについて検討する。</p> <p>ア 異議申立人は、相手側に伝達された情報しか含んでいない本件対象文書は、不開示事由に該当しないはずであると主張する。</p> <p>諮問庁は、一般に、二国間会談の記録は、両当事国がそれぞれの立場に沿って、今後の政策の企画立案に資するための資料として作成するものであり、それぞれの政策に対する重点の置き方などを反映して割愛や要約などが行われ、また、会談の雰囲気、印象あるいは評価、分析、判断なども記載されるものであると説明する。</p> <p>当審査会が見分したところによれば、本件対象文書には、日ソ両国の代表の率直な発言のみならず、ソ連側の反応についての日本側の評価や分析など、ソ連側に伝達されていない事項が記載されていることが確認され、二国間会談の一般的な会議記録に関する諮問庁の説明に合致するものであることが認められる。</p> <p>さらに、上記2のとおり、本件会談の重要な懸案の一つであった領土問題等に係る交渉は、現在も継続中であることにかんがみ</p>

れば、当時の評価や分析が含まれた記録を公開した場合、その後の事態の変化に伴う柔軟な対応が制約されることになり、交渉上不利を被るおそれがあるという諮問庁の説明は、不合理とは認められない。

イ 異議申立人は、本国会談の内容については、同会談の終了後の記者会見などにおいて明らかにされたものもあり、また、その後45年の歳月を経る間に、国会答弁や各種の資料によって公にされ、既に公知の事実となっている旨主張する。

当審査会において見分したところによれば、本件対象文書にはその後の国会答弁などにより明らかにされた内容と同一ないし同旨のものが含まれていることが認められるが、本件対象文書は、全体として河野大臣とフルシチョフ第一書記とが率直な意見交換を行った会談について、一方の当事者である日本側が作成した記録であって、それぞれの発言がされた状況やその内容について、これまで公表されておらず、なお機微な点を含むものと認められ、国会答弁などにおいて明らかにされた部分があるという事実によって、本件対象文書を直ちに開示できるというものではないものと認められる。

ウ 異議申立人は、ソ連邦が崩壊し、国家体制のみならず国家の枠組み自体が変化したロシアが、本国会談の内容について公開されないことを期待しているとは考えられず、本件対象文書を公開したとしても、我が国がロシアとの外交上不利を受けるおそれはない旨主張する。

ロシアは、ソ連邦の継承国であり、両者の間には完全な連続性が認められており、領土問題に係る交渉は、上記2のとおり、現在もロシアとの間で継続されているのであるから、ソ連邦が存在しなくなったから直ちに、我が国がソ連邦との外交交渉に係る資料を公開しても支障がないということにはなり得ないと考えられる。

エ 異議申立人は、ロシアが、意図はどうかであれ、当時ソ連側が作成したと見られる文書を既に公表しているが、そのソ連側の文書の正誤を正すためにも、我が国は本件対象文書を公開すべきであると主張する。

上記1のとおり、本件対象文書は、我が国が我が国の立場から独自に作成した二国間会談の記録である。

一般的に、二国間会談の記録は、双方が独自に作成するものであり、双方の記録文書は、その内容において同一でない場合があり得る。仮に、二国間で継続中の交渉について、一方の当事国が自らの作成した会談記録文書を公にした場合、又はそのように解される事実がある場合において、他方の当事国が、相手国側の当該文書及び自国側の未公開の会談記録文書を、交渉において利用するかどうかも含めていかに取り扱うかは、当該当事国が、対外関係に関する専門的・技術的な観点などを踏まえて判断すべきものであると考えられる。

これを本件についてみれば、ロシア側は、当該文書の公開を決定するに当たって、領土交渉における同国の立場や国益等を総合

的に検討し、公にすることが国益に合致するという判断の下に当該文書を公にしたと推測されるのであって、ロシア側が当該文書を公にしたからと言って、当該領土交渉においてロシアと異なる立場にある我が国が本件対象文書を公開すべきであるということにはならず、我が国は、我が国の国益や当該交渉上の立場等を総合的に検討し独自に判断した上で、その開示、不開示についての決定をする必要があると考えられる。

オ 異議申立人は、本件対象文書は、既に歴史文書となっており、日ソ関係正常化のその後の進路に関する最も重要な出発点である同共同宣言に係る本件交渉については、当事者の回想やその後の研究により基本的な内容はおおよそ知られていると主張する。

諮問庁は、現在の日露間の交渉における焦点の一つが同共同宣言をどのように読むかという点にあり、その観点から同共同宣言に至る交渉の経緯は重要な意味を有しており、本件対象文書に記された内容は、単なる歴史的事実とはなっておらず、その具体的な書き振りが今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していること、また、領土問題に係る交渉は、外交交渉の中でも最も駆引きの多いものであり、本件対象文書等交渉の過程に係る文書の開示については交渉上不利益とならないよう細心の注意を払うべきものである旨説明する。

当審査会において見分したところによれば、本件対象文書には、日ソ共同宣言の解釈に影響を及ぼし得ると思われるものなどが記載されていることが認められ、このような諮問庁の説明は、前記のような領土問題に係る交渉の経緯に照らしてみると、これを必ずしも不合理とすることはできない。

カ 一般的に言って、領土の返還を求めるといふ交渉は、外交上極めて困難な交渉の一つである上に、日露間の領土交渉の場合は、ロシア側が実効支配しており、加えて、現在もなお、ロシア側に当該領土を返還すべきではないとする一定の勢力が存在するという現実の中で、諮問庁において同交渉にかかる文書の開示、不開示を決定するに当たって、交渉上不利益を被るおそれがあるか否かを判断するについては、我が国の対外関係に関する専門的・技術的判断に加え、本件対象文書を領土交渉においてどのように位置付けるかなど、高度の政治的・政策的判断が伴うという特殊性があることは、否定することができないものと考えられる。

異議申立人は、21世紀の日露関係においては、両国民が公開論争と真の歴史的和解によって両国の懸案問題の解決に取り組むべきであり、そのためにも、本件対象文書を開示し、民主的手続と情報公開とによって懸案問題を国民に説明し、共に解決していく道筋を模索する時にきていると主張するが、日露間の領土交渉の経緯にかんがみれば、国民への説明をいつ、いかなる方法で実施するかなどについても、高度の政治的・政策的判断が伴うものと考えられる。

キ 以上の諸点を併せ考えると、本件対象文書に関しては、これを公にすることにより我が国が他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があ

		るものと言ふことができる。また、本件対象文書を見分した結果、法6条1項の規定により部分開示をすべきものには該当しないものと認められる。
○	<p>[参考答申]</p> <p>答申14 (行情) 181 「昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会談の特異性, 半世紀以上経過した国際情勢の変化に照らし, 3号該当性を否定 	整理番号14の答申参照
98	<p>答申15 (行情) 131 「米海軍攻撃機「スカイホーク」海中転落事故に係る米国政府との協議の記録等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象文書の記載内容, 30年以上経過していること等から, 3号該当性を否定 ・ 公電に付された来電時刻, パターンコード等は暗号解読につながるとして3号該当性を認めたもの 	<p>3 本件対象文書の不開示情報該当性について</p> <p>(1) 諮問庁は、本件対象文書が日米安全保障体制の下で行われる米軍の具体的な運用と密接に関連する内容を記録した文書及び公表を前提としない率直な意見のやり取りに関する情報からなる文書であるので、法5条3号の不開示情報に該当する旨説明するので、以下この点について検討する。</p> <p>平成元年5月に我が国国内において本件事件に対する関心が高まった際に、これにこたえるために、我が国政府は米国政府に対して事実関係等の照会を行い、その回答を一度ならず得て、これに基づき国会における答弁などが行われ、事実関係が明らかにされていることが認められる。また、本件事件に関連する文書としては、平成元年5月の関係省庁会議に先立ち、諮問庁が米国政府から入手した安全性に関する回答が既に公にされ、環境問題や安全性に係る事実及び米国側の考え方・認識について相当部分が既に明らかにされていることが認められる。</p> <p>当審査会が本件対象文書を見分したところによれば、本件対象文書①には、我が国政府の照会に対する米国政府の口頭回答が取りまとめられており、その内容は、主に、破損した核兵器の現状や位置、核物質の成分や性質、環境への影響、当該水域の調査についての米国政府側の予定などについて簡潔に記述されたものであることが認められる。また、最後に本件回答の取扱いについての米国政府の考え方が記載されている。</p> <p>これらの記載事項は、それまでに米国政府が我が国政府の照会に対して明らかにしてきた本件事件の事実関係及び安全性に関する回答において明らかにされた事実のほか米国側の考え方や認識を補足するに過ぎないものと認められ、諮問庁が説明するような日米安全保障体制の下で行われる米軍の具体的な運用と密接に関連する内容と認めることは困難である。</p> <p>本件対象文書②は2項の記載からなり、1項は米国政府の口頭による回答に関するもので、上記2(4)記載の国会における米国政府の最終回答として読み上げられたものが、これに基づくものであると容易に推し量られる記述である。2項は、昭和56年の米国核兵器関連事故報告書に記載された事故のうち、我が国に影響があると</p>

		<p>考えられるものの有無に係るものである。</p> <p>これらの記載内容は、米国政府の本件事件に対する基本的な対応姿勢についての表明及び核兵器関連事故に係る事実関係の客観的な説明にとどまるものであって、諮問庁が説明するような日米安全保障体制の下で行われる米軍の具体的な運用と密接に関連する内容と認めることは困難である。</p> <p>本件対象文書③は、本件対象文書②の1項について英文で表記したものを送るという趣旨の記載があるに過ぎず、諮問庁が説明するような日米安全保障体制の下で行われる米軍の具体的な運用と密接に関連する内容と認めることは困難である。</p> <p>さらに、これら一連の来電は、我が国政府が本件事件について国民に説明するために行った照会に対する米国政府の回答を記載したものであり、米国政府としては、その公表いかんについては、日本側にゆだねるという姿勢であったことを本件対象文書の記載から容易に推し量ることができるものである。また、本件事件発生以来30年以上が経過している上、本件事件に係る問題について、日米両国政府の間で既に事実上の決着を見てから10年以上が経過していることにかんがみれば、本件対象文書を公にしたとしても、米国が我が国に対して不信感を抱くおそれがあるとは考えられない。</p> <p>以上の諸点を併せ勘案すると、諮問庁が、本件対象文書を公にすることにより、米国や諸外国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び我が国の安全が害されるおそれがあると判断したことに、相当の理由があると認めることはできない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 電信システムの内部の処理、管理に係る情報について</p> <p>諮問庁は、本件対象文書に記載された来電時刻、配布先パターンコード、総番号などは電信システムの内部の処理・管理に係る情報であるとして、これらが公にされた場合、暗号の解読につながるので、法5条3号及び6号に該当するものであるとの判断から一律不開示とする運用を行っているとして説明する。</p> <p>暗号の解読は、専門的、技術的な知見を必要とするものであるが、そうした知見を有する者が暗号化されたデータ、来電時刻、配布先パターンコード及び総番号等の情報を収集、蓄積、分析することにより、暗号の解読が行われる可能性がある。さらに、外交事務が高度の政治的、政策的判断及び対外関係上の専門的・技術的判断を伴うものであるという特殊性を有するものであることを考慮すれば、諮問庁が使用する暗号が解読され、我が国の公電の内容が明らかにされるような事態が生じた場合、我が国の安全が害され、対外交渉上不利益を被ることになることは容易に推察できるところであるので、上記の諮問庁の説明を不合理なものとすることはできない。</p> <p>したがって、電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載された部分は、法5条6号該当性を判断するまでもなく、同条3号に該当すると認められる。</p>
99	答申15（行情）224、225	<p>(224号)</p> <p>3 不開示情報該当性について</p>

	<p>「平成9年6月の博覧会国際事務局総会に際しての愛知万博誘致に係る文書の一部開示決定に関する件」</p> <p>「平成9年6月の博覧会国際事務局総会に際し、愛知万博支持要請等に関する文書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際博覧会の投票行動に関する情報は3号に該当するとしたもの 	<p>(1) 法5条3号該当性について</p> <p>ア 上記2のとおりB I E総会における投票は秘密無記名投票で行われるものと定められており、B I E総会における投票行動は、国際的に公にすべきではない事項であると考えられているものと認められる。</p> <p>そうしてみると、我が国が各国に対して支持を働き掛けた具体的要請、折衝、意見交換の内容、特定の国ないし国々の動向や姿勢についての調査に係る情報、それらに基づき我が国が各国の本件投票に関する意向や行動を分析・評価した内容、我が国が相手国のだれを重視し、どのように対応しようとしたかということなどの対応振りを記述した内容についても、国際的には公表慣行がなく、このような情報は当然に秘匿されるとの相互の信頼関係を前提に折衝等が行われていたものと認められる。</p> <p>例えば、特定の国が我が国の働き掛けに応え、公表しないことを前提として、我が国を支持する旨の表明を行った場合、我が国がこうした情報を一方的に公にすることは、当該情報を提供した国はもちろんのこと、その他の国等からの信頼も損なうおそれがあると思われる。</p> <p>また、本件投票における各国の投票行動の予測やその事後の分析に関する我が国の評価が必ずしも相手国側の認識と一致するとは限らないことから、これを公にすると我が国と相手国との信頼関係を損なうおそれがあるものと認められる。さらに、だれが、だれに対して、いつ働き掛けを行ったかという外形的な情報であっても、我が国による働き掛けが、B I E加盟国であるか非加盟国であるかを問わず、各国に対して平等に行われたものではないとも言えるところから、各国によりその相違点が比較されることにより、我が国と他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるものと思われる。</p> <p>以上のとおり、我が国が各国に対して支持を働き掛けた具体的要請や折衝の内容など本件投票のための活動についての記述、各国の投票行動の予測や分析・評価についての記述がされた部分及び文書については、これを公にすることにより、諮問庁が他国との信頼関係を損なうおそれがあると認めたことについては、相当の理由があるものと認められる。</p>
100	<p>答申15（行情）275～280</p> <p>「支出計算書の証拠書類（平成10年4月分から11年3月分までの報償費の支出に係るもの）等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣官房報償費の関係文書のうち債主官房長官、サミット関係は開示すべきとしたもの 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(略)</p> <p>(2) 当審査会が本件対象文書を見分したところによれば、内閣官房報償費の用途に関し個別具体的かつ詳細な記載が認められ、その中には、機微にわたる情報の記載が認められる部分が存在する。これらについては、これを公にすることにより、内閣官房報償費の機動的な運用や内政及び外交の円滑な遂行に重大な支障を来すおそれがあると認められ、事務の円滑かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するとともに、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、法5条3号に該当すると認められる。</p>

		<p>しかしながら、当審査会が更に精査したところによれば、本件対象文書を公にすることにより、具体的使途が明らかになるとは認められず、その内容を公にしたとしても諮問庁の主張する内閣官房報償費の目的を損なうおそれが殊更惹起されるとは考え難い部分も存在する。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 表「支出済一覧表」について</p> <p>(略)</p> <p>内閣官房長官を債主とするものについては、これを公にしたとしても内閣官房報償費の具体的使途が明らかになるものではなく、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条6号に該当するとは認められず、欄に記載されたすべてを開示すべきである。</p> <p>(略)</p> <p>しかしながら、主要国首脳会議出席については、毎年の定例行事として予算に計上され、各種情報が公にされていることから、在外日本大使館以外の債主名、その振込先の金融機関名、店舗名、預貯金種別及び口座番号を除く部分については、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であるとは認められないことから、法5条6号又は3号に該当するとは認められず、開示すべきである。</p>
101	<p>答申15 (行情) 431 「自衛隊統合防災演習の実施計画にかかわる全文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 日米共同訓練の統裁官及び訓練時期は、当時としては、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があると認められるが、現時点においては、開示を相当としたもの 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 法5条3号該当性について</p> <p>イ 諮問庁は、本件対象文書中、④の文書の別冊の2ページ目には日米共同訓練の日本側統裁官及び米側統裁官並びに訓練時期が、また、同じく7ページ目には日米共同訓練の訓練時期が記述されており、法5条3号に該当するため不開示としたと説明する。</p> <p>本件対象文書を見分したところ、④の文書の別冊の2ページ目においては平成13年度日米共同統合演習(指揮所演習)の日本側統裁官及び米側統裁官の職名並びに当該演習の実施時期が不開示とされており、また、同じく7ページ目においては日米共同方面隊指揮所演習における作戦別訓練の実施時期が不開示とされていることが認められる。諮問庁によると、これらの情報は、本件一部開示決定が行われた時点が米国における同時多発テロの発生後であり、米軍関係者の生命、身体に対するテロリスト等による不法な侵害が発生する蓋然性が高く、将来のある一定の時期において米軍関係者が訓練のため特定の場所に所在することを訓練実施の相当以前から明らかにすることによって、テロリスト等に準備の期間を与え、統裁官を始めとする米軍関係者の生命や身体への不法な侵害を招くおそれがあり、また、そうした情報を日本側が公にすることは、日米相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれがあるとしている。このような諮問庁の説明は、米国における同時多発テロの発生から約3週</p>

		<p>間後に本件一部開示決定が行われていることにかんがみれば、当時としては、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があると認められる。</p> <p>しかしながら、いずれの演習においても、米国における同時多発テロ発生の数か月後、当該演習が実施される前に、それぞれ上記の不開示とされた情報を含めて対外公表されていることが認められ、さらに、いずれの演習も既に終了しており、もはや当該演習に際してテロリスト等による不法な侵害が発生する可能性があるとは認められない。したがって、現時点においては、上記の不開示部分は、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、法5条3号に該当せず、いずれも開示することが相当である。</p>
102	<p>答申15（行情）448 「平成12年度報償費支出関係書類の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣情報調査室の報償費支出関係書類のうち、報償費支払明細書の日付、使用目的を開示すべきとしたもの 	<p>2 不開示情報該当性について （略） (2)（略）</p> <p>しかしながら、当審査会が更に精査したところによれば、本件対象文書を公にすることにより、報償費の具体的用途等が明らかになるとは認められず、その内容を公にしたとしても諮問庁の主張する報償費の目的を損なうおそれが殊更惹起されるとは考え難い部分も存在する。</p> <p>（略）</p> <p>ア 報償費支払明細書について 報償費支払明細書は、計算証明規則11条の規定に基づき、会計検査院の承認を得て、取扱責任者である内閣情報官が、毎月の支払額等をまとめて記載して3か月ごとに会計検査院に提出する文書である。</p> <p>その具体的な記載内容は、表題（「〇月分報償費支払明細書」）、取扱責任者の氏名、月ごとの報償費の前月繰越額、本月受入額、本月支払額、返納額、翌月繰越額を記載した部分及び各取扱者に対する報償費の支出一件ごとに支払年月日、支払金額、支払先の取扱者名及び使用目的等の情報を記載した一覧表から構成されている。</p> <p>これらの記述のうち、各取扱者に対する報償費の支出一件ごとに記載された支払金額及び支払先の取扱者名の各欄の記述部分については、国の情報機関である内閣情報調査室の報償費の執行状況を明らかにする情報であり、内閣情報調査室の情報関心の重点やその推移、報償費の直接の執行者を明らかにする情報であると認められる。したがって、これらの記述部分については、これを公にすることにより、報償費の機動的運用を損ない、その結果、事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、国の安全を害し、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、法5条6号柱書き及び3号に該当する。</p>

		<p>しかしながら、上記の記述部分を除いたその余の部分である、表題、取扱責任者の氏名、月ごとの報償費の前月繰越額、本月受入額、本月支払額、返納額及び翌月繰越額が記載された部分並びに支払年月日、使用目的及び備考の欄の記述部分については、個別具体的な記述は認められず、報償費の執行状況又は個別具体的な使途を明らかにする情報とは認められない。したがって、これを公にすることにより、報償費の機動的運用を損ない、その結果、事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、国の安全を害し、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であるとは認められず、法5条6号柱書き又は3号に該当するとは認められない。</p>
103	<p>答申15（行情）547～566 「平成8年4月分から6月分までの報償費の支出のために作成された文書等の不開示決定に関する件外19件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省報償費の支出計算書の証拠書類について、大規模レセプション等の5類型を開示すべきとしたもの 	<p>3 不開示情報該当性について （略） (3) (略) イ 支出計算書の証拠書類について （ア）支出計算書の証拠書類については、上記1の（2）イに記載のとおりのものであり、外務省報償費の使途に関し個別具体的なかつ詳細な記載が随所に認められ、個別具体的な使途が明らかになるものである。 （イ）しかしながら、支出計算書の証拠書類については、会計検査院の平成12年度決算検査報告における指摘を踏まえて、精査すると、外務省報償費を的確に運用するために求められる機動性及び秘密保持という観点からみても、法5条3号及び6号に該当すると認め難いと考えられるものがあるので、以下、検討する。 ①大規模レセプション経費 大規模レセプションとしては、天皇誕生日祝賀レセプション、自衛隊記念日レセプション及び我が国公館長の離着任レセプションが考えられるところ、諮問庁の説明によれば、これらは、定期的に又は慣例として開催されるとも言えるものであり、政官界、財界、文化人等関係国の各界の著名人等が招待され、マスコミの取材も行われるとする。 こうした点を考慮すると、現時点においては、これらのレセプションを開催することについては、既に定例化・定型化し、その日程なども公にされ、又は公にすることが予定されているものと認められることから、その開催に当たって、機動性などが必要とされなくなっているものと認められるので、これらのレセプションの開催に要する経費に係る情報すべてを法5条3号及び6号に該当すると認めることは困難であると考えられる。 こうしたことから、本件対象文書のうち、当該レセプションの件名、開催の日付、主催者、場所、経費の総額に係る情報については、これを公にしたとしても、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるお</p>

それ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められないことから、法5条6号及び3号に該当するとは認められず、開示すべきである。(略)

②酒類購入経費

外務省及び各在外公館において、酒類を備えておく趣旨は、外交活動の一環である設宴や会食において、相手方を随時、然るべく接遇し、もって親交を深め、情報収集活動等を効果的かつ円滑に行うことにある。その際、外交儀礼にもとらないようにすることは、当該設宴等ひいては情報収集活動等の成否を左右する要素であると認められる。また、ワイン等の酒類については、銘柄により優劣についての評価が明確であることなどを考慮すると、外務省が保有する酒類の詳細をつまびらかにする場合は、外交儀礼上の支障などを引き起こす可能性があるとして認められる。

こうしたことを考慮すると、酒類の調達先、購入本数、購入銘柄及び銘柄別金額については、外務省及び各在外公館が保有する酒類の詳細についてつまびらかになる情報であるので、これを公にすることにより、情報収集活動を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、法5条6号柱書き及び3号に該当する。

(略)

③在外公館長赴任の際などの贈呈品購入経費

在外公館長が赴任する際や我が国政府要人が外国を訪問する際に、本邦において購入する贈呈品に係るものについては、贈呈対象者、購入贈呈品の具体的内訳、贈呈品ごとの金額・数量、調達先に係る情報及び対象国名を推測させ得る情報を公にした場合、当該国に対する我が国の評価や位置付けなどが容易に推定され、外交儀礼上の支障を生じ、我が国と当該国との関係に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるので、情報収集活動を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、法5条6号柱書き及び3号に該当する。(略)

④文化啓発用の日本画等購入経費

在外公館において、我が国の文化を啓発する等の目的で使用される日本画等の絵画を本邦において購入する経費に係るものについては、百貨店などの店舗から購入した場合とそれ以外の場合があると認められるので、個別に検討する。

百貨店などの店舗から購入した場合には、当該日本画等の販売価格は既に公になっているものと認められるので、件名、支

		<p>出要旨・説明，経費の総額，調達先及び購入した品目ごとの金額などすべての情報を公にしたとしても，外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず，国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であるとは認められないことから，法5条6号及び3号に該当するとは認められず，開示すべきである。</p> <p>上記以外の場合として，芸術家など特定の個人の紹介などを通して画家等制作者から直接購入する場合などにおいては，購入した品目ごとの金額，調達先及び購入に至った経緯など当該制作者及び紹介者に係る情報及びそれらが類推される情報については，これを公にすることにより，画家等制作者に対する評価に影響を及ぼすばかりでなく，紹介者と諮問庁との関係についても影響を及ぼすおそれがあると認められ，将来的に同様の方法での調達が困難になり，我が国の文化啓発のための資料の調達の方途が画一化されることになり，外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるので，法5条6号に該当すると認められる。(略)</p> <p>⑤本邦関係者が外国訪問した際の車両の借り上げ等の事務経費 諮問庁の説明によれば，我が国の政財界の要人など本邦関係者が諸外国を訪問する際に，その接遇に遺漏なきを期するため，当該国等にある我が国在外公館が同国の業者から車両を借り上げ，また，当該本邦関係者の宿泊するホテルなどに事務連絡室などを設けることがあるとする。</p> <p>このような場合の987件名（法5条1号に該当する個人に関する情報は除く。），日付，経費の総額に係るものは，これを公にしたとしても，外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず，国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であるとは認められないことから，法5条6号及び3号に該当するとは認められず，開示すべきである。</p>
104	<p>答申16（行情）7，8 「特定個人の拉致事件に係る日韓両国政府で交わした文書の一部開示決定に関する件」 「特定個人の拉致事件に係る昭和48年に日韓両国政府で交わした文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ブリーファの氏名・官職について国際的信頼関 	<p>3 本件対象文書の不開示情報該当性について (2) 記者ブリーフィング等に係る情報について (略)</p> <p>確かに，我が国の外交政策について，国民に説明し理解を得るために，外務省が報道機関との間において様々な形態の説明の場を設けることの必要性は理解できるところであり，他国との交渉等に関与している者がブリーフィングなどを行う場合，案件によっては，当該説明内容とともにその氏名等が明確にされると，当該説明内容が我が国の公式の立場の表明ではないかと誤解され，憶測されるなどするおそれがあるが，相手国の報道機関等によって，そうした趣旨の報道が行われることとなった結果，相手国との信頼関係が損なわれ，交渉上不利益を被るおそれがあるということもあり得ないこ</p>

	<p>係が損なわれるおそれを認めなかったもの</p>	<p>とではないと考えられる。</p> <p>しかしながら、1-1文書及び1-2文書は、本件拉致事件についての第一次外交的決着に至る過程における我が国と韓国との見解及び立場などについて、諮問庁の職員が報道関係者に説明したものであるとしても、当該説明者がその職務から離れて久しく、さらに、当該説明者は当時においても、諮問庁の公表慣行に照らせば、その氏名等が公表される者であること及び本件拉致事件が約30年以前に日韓両国の間において外交的決着がつけられたものであり、その後の過程において、同旨の内容が既におおむね明らかにされているところである。これらのことにかんがみれば、当該説明者の氏名等を不開示とすべき特段の必要性は認められず、国民に情報を的確に提供するための諮問庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難く、また、仮に、これらの文書を公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認め難い。</p> <p>また、2-4文書の不開示部分に記載された諮問庁の職員の氏名等についても、上記と同様に判断されるものである。</p> <p>よって、1-1文書及び1-2文書並びに2-4文書の不開示部分は、これを公にすることにより、諮問庁の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとはいずれも認められないので、法5条6号及び3号に該当せず、開示すべきである。</p>
105	<p>答申16（行情）12 「特定外務公務員による報償費の事務処理に関する要領、手順等を記載した文書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省報償費について情報収集活動等の支障及び国際的信頼関係が損なわれるおそれの相当性を認めたもの 	<p>3 本件対象文書の不開示情報該当性について （略）</p> <p>当審査会において見分したところによれば、上記1の①から⑦までの各文書には、外務省報償費の個別具体的用途が直ちに明らかになる記載は認められず、また、本件対象文書の記載事項を集積し分析することによって、外務省報償費の個別具体的用途を推測させ得る記載もないと認められる。</p> <p>しかしながら、上記①から⑤までの各文書には、外務省報償費の(a)配賦額の決定の重点や(b)用途の類型並びにその類型ごとの情報収集方法及び活用方法など運用の要諦について詳細に記載されており、また、上記⑥及び⑦の各文書には、外務省報償費を使用する設宴の(c)対象者の類型及び範囲並びに(d)単価限度額が記載されている。</p> <p>上記(a)、(b)及び(c)の各記載内容は、これまで明らかにされていない外務省報償費の用途及び分野などを明らかにし、あるいは、他の情報と照らし合わせることによりこれを推知することを可能にする部分を含んでおり、このような部分は、我が国の情報収集活動等の手法の詳細及び限界などが明らかになるものである。また、上記(d)の記載内容は、設宴における資金の限界が明確に分かる部分を含んでおり、このような部分は、我が国の情報収集活動等に係る資金の運用の</p>

		<p>範囲、分野及び限界について推知されるおそれがあるものである。</p> <p>このような各部分は、これを公にした場合、今後、外務省報償費について秘密を保持して機動的に運用することが困難となり、情報収集活動等が十分に行い難くなるおそれがあると認められる。</p> <p>本件対象文書の記載のうち、別表Ⅱ欄に掲げる部分は、上記のような部分に該当するものと認められるので、これを公にすることにより、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、法5条6号柱書き及び3号に該当する。</p>
106	<p>答申17（行情）303 「第3回国防会議関係資料の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣から国防会議に対して諮問があった事実を記載した文書については、3号該当性を認めなかったもの 	<p>2 不開示情報該当性について （略）</p> <p>(2) 諮問庁は、本件対象文書のうち、内閣総理大臣から国防会議に対して諮問があった事実を記載した文書についても、他の文書と同じく、国防会議の内容を推察させ得る一連の文書である旨説明するが、当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該文書については、他の不開示とすることが妥当であると判断した文書とは、その内容及び性格が明らかに異なっており、諮問庁の説明するようなおそれを有する一連の文書と認めることはできない。また、諮問庁は、国防会議及び安全保障会議において審議した事項の対外公表については、出席者、議案及び秘に該当しない決定事項等に限定され、結論を得るまでの審議の経過及び出席者の個別の発言内容等には言及しないものとして運営してきたところである旨説明するが、そのような事実は法5条3号に基づく当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>したがって、この点に関する諮問庁の主張は、いずれも採用できない。</p> <p>(3) なお、本件対象文書は、50年近く前の議論についての資料であり、また、国防会議自体が昭和61年に廃止されている事実が認められるが、本件対象文書に記載された内容及び国防会議の機能が安全保障会議に引き継がれていることなどにかんがみれば、当該事情は、当審査会の判断を左右するものではない。</p>
107	<p>答申18（行情）375 「第13回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 法5条3号の該当性を検討し、本件協議の議題並びに既に公知の事実を説明した発言や交渉の余地のない日本側の立場を説明した発言部分については、 	<p>2 不開示情報該当性について （2）電信案の本文部分</p> <p>当審査会において見分したところ、電信案の本文部分には、在日韓国人の法的地位及び待遇に関する第13回日韓局長級協議において、日韓両国の事務レベルの関係者が行った関連事務の詳細にわたる内容についての忌たんのない意見交換の様子が一言一句ごと、発言者の氏名・肩書とともに詳細に記録されていると認められる。</p> <p>これらの記載のうち、別表において開示すべきであるとする箇所を除いた部分には、非公表を前提とした当該局長級協議の詳細が記載されており、これらの記録の内容については、韓国側と照合することなく、日本側の責任において作成されたものであり、また、本件局長級協議が在日韓国人の法的地位に関する忌たんのない意見</p>

	<p>同号該当性を認めず開示すべきであるとしたもの</p>	<p>交換の場であり、今後も種々の論点につき引き続き日韓間で議論されていくことが予定されていることから、これを開示することにより相手国との交渉上不利益を被るおそれ及び相手国との信頼関係を損なうおそれがあると行政機関の長が判断することに相当の理由があると認められ、当該記載部分は法5条3号に該当し、不開示とすることが相当であると認められる。</p> <p>しかしながら、電信案の本文部分のうち、別表に掲げる開示すべき部分には、本件局長級協議の記録を特定在外公館に送付する旨の電信冒頭部分、本件協議の議題並びに既に公知の事実を説明した発言や交渉の余地のない日本側の立場を説明した発言が記載されているにすぎず、これを公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれるおそれ及び相手国との交渉上不利益を被るおそれがあるとは認められず、当該部分の記載内容は法5条3号の不開示情報には該当しないことから、開示すべきである。</p>
<p>108</p>	<p>答申18（独情）66 「コタパンジャン水力発電事業に関する詳細設計報告書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件対象文書はインドネシア政府から公にしないとの条件で任意に提供されたものであるとの諮問庁の説明を認め、その大部分について法5条4号イ及びトの該当性を認めたもの 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 第1巻について</p> <p>ア 報告書本文について</p> <p>当該部分（後述の部分を除く。）には、火力発電所及び関連施設の能力・規模の仕様等のプロジェクトの概要、水文学、地質等の自然環境を踏まえた技術的実現可能性、経済分析及び財務分析を踏まえた経済・財務的実現可能性並びに資金調達等の実施計画に関する情報が詳細に記載されているところ、これらの情報は、本件対象文書を作成した特定法人の独自のノウハウを活用した分析、評価等に基づく本件事業に係る詳細設計の概要である。その成果は、元来特定法人及び事務の委託者たる事業実施機関が占有すべき情報であり、通常公にされない情報であると認められる。</p> <p>これらの情報が事業実施機関及びインドネシア共和国政府等の意向に反し一方的に公にされた場合、インドネシア共和国の国営企業である事業実施機関と処分庁との信頼関係が損なわれるのみならず、本件事業に係る円借款の借入人であり事業実施機関を監督するインドネシア共和国政府と処分庁との信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる。さらに、円借款契約の当事国であるインドネシア共和国政府の意向に反してこれらの情報を公にした場合、今後、処分庁が政府開発援助の実施機関として、本件事業の評価等や同国又は他国で行う円借款事業の検討又は実施を行うに当たり、当該事業関係者から処分庁に対して正確かつ十分な情報が提供されず、処分庁が実施する円借款事業の適切な遂行に支障を来し、処分庁の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、これらの情報は、法5条4号イ及びトに規定する不開示情報に該当すると認められる。また、上記各認定事実に照らすとき、当該情報は、処分庁の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、事業実施機関等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものに該当し、現在でもそのような条件を付す</p>

		ことは合理的であると認められることから、法5条2号ロにも該当すると認められ、同条2号イ及び4号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
109	<p>答申19（行情）107 「特定新聞で報じられた処分の原因となった情報流出事件に関する調査にかかわる文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 流出した情報の内容に関する記述については、特定ファイル共有（交換）ソフトを介した流出事案の特性を踏まえて、法5条3号及び6号柱書き該当を妥当と認めたもの 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(2) 法5条3号及び6号該当性について</p> <p>ア 流出した資料の名称及び内容等</p> <p>① 別紙のb欄の不開示部分には、流出した資料の個別具体的な名称や内容、あるいは情報流出文書の検索等の手掛かりとなり得る情報が記載されており、本件流出事件においては、秘密を含む業務用データが流出していることから、これを開示することにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全を害するおそれがあると認められる。したがって、当該不開示部分には、法5条3号に該当する情報が含まれていると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められる。</p> <p>なお、当該不開示部分の法5条3号該当性の具体的な判断根拠を示すことは、次の②に述べる理由により、本件においては適切でない。</p> <p>② 諮問庁は、特定ファイル共有（交換）ソフトを介した情報流出事案においては、上記①の不開示部分を一部でも公にすると、当該ソフトの特性上、関係資料の検索、閲覧等を誘発し、情報漏えいの範囲を拡大させる可能性があるとして説明する。</p> <p>一般的に、本件のような特定ファイル共有（交換）ソフトを介した情報流出事案においては、一旦インターネット上に流出した情報を削除又は回収することは事実上不可能となるとともに、情報流出事案についての公表や報道等を端緒として当該流出情報の検索・閲覧等が誘発され、二次的な情報流出の被害が拡大するという特質がある。加えて、インターネット上に流出した情報は、流出時のままの一体的情報として存在することから、流出した一体的情報の内容の一部でも公にすることとなれば、現にインターネット上に存在する防衛省・自衛隊についての情報が真の流出情報か否かを知る決定的な手掛かりとなるという特質も認められる。</p> <p>このような特定ファイル共有（交換）ソフトを介した情報流出事案の特質にかんがみると、本件において上記①の不開示部分を一部でも公にすると、情報流出文書の閲覧等による二次的被害を最小限に抑えるという防衛省・自衛隊の情報漏えいの防止に係る事務の適正な遂行に支障を生じさせるおそれがあると認められることから、上記①の不開示情報は、一体として法5条6号柱書きにも該当すると認められる。</p>
110	<p>答申19（行情）443 「昭和34年10月21日の藤山外相とマッカーサー米大使との会談録等の一部開示決定に関する件」</p>	<p>2 本件不開示部分の不開示情報該当性について</p> <p>(1) 本件対象文書3ページから8ページまで及び26ページから30ページまでの不開示部分について</p> <p>(略)</p> <p>イ 法5条3号該当性について</p> <p>(略)</p>

・ 「10月21日藤山大臣在京米大使会談録」につき、その一部を不開示とした決定は、妥当であるとしたもの

当審査会において見分したところ、当該部分は、行政協定の改定交渉に係る、その具体的条項の内容等に関する発言内容及び当該発言に関連して米国側から提示された行政協定の改正案であり、その内容、発言振り等からすると、本件会談当時、当該会談における発言者は、公開を前提とせずに、率直な意見交換を行っていたものと認められる。

そして、諮問庁の口頭説明によれば、日米地位協定は、行政協定で取り扱われていた事項を引き継ぎ、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「現行日米安保条約」という。）に基づいて我が国に駐留する数万人に及ぶ米軍の地位と待遇を定めるものであり、日米地位協定に従って日常的に種々の課題が処理されており、そのあらゆる条項は、将来における日米交渉のそ上に上る可能性があるものと認められる。

すると、上記発言部分は、当該改定交渉の過程における行政協定の具体的条項の内容等機微な事項に関するものであり、行政協定の改正案も、当該改定交渉の過程で提示された未確定なものであり、しかも、行政協定で取り扱われていた事項は現行の日米地位協定に引き継がれており、同協定は現行日米安保条約に基づいて我が国に駐留する米軍の地位と待遇にかかわるものであって、同協定のあらゆる条項は、将来における日米交渉のそ上に上る可能性があるから、たとえ本件会談から既に40年以上経過していても、当該部分を公にすると、米国との信頼関係を損なうおそれがあるのみならず、今後の日米地位協定をめぐる交渉において、柔軟性を損なうことになり、ひいては交渉上の不利益を被るおそれがあることは否定できない。

したがって、当該部分は、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報と認められるので、法5条3号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書17ページから19ページまでの不開示部分について

イ 法5条3号該当性について

当審査会において見分した結果によれば、当該部分の記載内容は、現行日米安保条約の基本的な枠組みに係る機微な事項に関するものであると認められ、そのことから、我が国の安全保障にも密接に関連する記載と認められる。また、当該部分の記載は、旧日米安保条約の改定に向けた検討段階のものであることから、その趣旨や意味内容につき誤解や憶測を招くおそれがある記載を含んでいることは否定できず、これを公にした場合、当該記載に関する誤解や憶測が、我が国の安全保障の根幹を成す日米安全保障体制の運用についての誤解や憶測を招くおそれがあることもまた否定できない。

上記のとおり、日米安全保障体制は、我が国の安全保障において極めて重要な意義を有するものであることは言うまでもないが、その実際の運用においては様々な困難な課題が伴うものであ

		<p>り、米国の軍隊にもかかわる機微な事項にわたる同体制の運用についての誤解等が生じた場合、それが同体制の円滑な運用を妨げ、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあることも否定できないものと認められる。</p> <p>したがって、当該部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報と認められるので、法5条3号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。</p>
○	<p>[参考答申]</p> <p>答申21(行情)3 「国家公務員倫理法第6条に基づく贈与等報告書(2万円以下:平成12年度)の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 贈与等報告書の記載から、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるもの以外は、①報告者及び公務員同席者の官職、氏名及び印影は外務省職員等の職務遂行情報であり、法5条1号ただし書ハ及びイに該当し開示すべき、②外国・国際機関等の名称、大使館等の住所、相手方の官職及び氏名等の情報は法5条3号に該当し不開示が妥当、③報道機関の名称、報道機関の住所、相手方の役職及び氏名等の情報は法5条2号イに該当し不開示が妥当であり、また、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるものは、上記①の情報は不開示が妥当、同②の情報は法5条3号に該当せず開示すべき、同③の情報は法5条2号イに該当せず開示すべきと判断したもの 	<p>整理番号45の答申参照</p>
○	<p>[参考答申]</p> <p>答申21(行情)50 「特定期間に在外公館あて</p>	<p>整理番号156の答申参照</p>

	<p>発出された査証関係通達一覧の一部開示決定に関する件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 査証発給手続きの変更や外務本省に対する経同に関する具体的な情報を、法5条6号に該当すると認められたもの 	
111	<p>答申21（行情）277 「法翼」の一部開示決定に関する件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際赤十字委員会は、3号所定の国際機関に該当するとしたもの 	<p>2 不開示情報該当性について （略） (2) 法5条3号該当性について （略）</p> <p>イ 赤十字国際委員会は、スイスにおける法人であり、スイスを含めたすべての国から独立した非政府間組織であるところ、我が国の法令上、国際機関の定義をしたものはないが、講学上、国際機関は条約その他の形式による国家間の合意に基づき特定の目的を達成するため複数の国家を構成員として設立される機関等と説明されていることから、以下、赤十字国際委員会が法5条3号に規定する国際機関に該当するか否かについて検討する。</p> <p>赤十字国際委員会は、上記のように非政府間組織ではあるが、戦地における傷病者、捕虜等の戦争犠牲者の保護活動においてジュネーブ諸条約でその地位が確認されており、国際連合経済社会理事会と協議関係にあり、ジュネーブ諸条約の作成に当たって草案の提示を行うなど、国際法上特殊な地位にあり、国内法上も武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律25条に規定する赤十字国際機関として同法施行令2条で赤十字国際委員会が指定されていることを踏まえれば、赤十字国際委員会は、行政機関の保有する情報を公開することによる利益を超えて我が国が信頼関係を維持し又は交渉上不利益を被ることのないようにする利益のある法5条3号所定の国際機関に該当するとすることが相当である。</p>
112	<p>答申22（行情）364 「日米防衛協力のための指針」関連13の一部開示決定に関する件（総会審議分）]</p> <ul style="list-style-type: none"> 総会の実施により、先例答申における不開示情報該当性の判断を変更した事例 	<p>1 総会対象文書について 総会対象文書は、平成9年9月に指針見直しに関して我が国と米国間で開催された一連の協議の準備書類及び報告書等に係る文書（特定32文書）のうち、文書29の1枚目及び3枚目のすべて、2枚目の1行目ないし3行目並びに6枚目ないし19枚目のすべてである。 総会対象文書は、先例答申において、すべて不開示とされていた。</p> <p>2 総会対象文書の不開示情報該当性について 当審査会において見分したところ、文書29の全体は、電信形式の文書であり、20枚目を除く部分が不開示とされている。</p> <p>(1) 1枚目（電信案）及び3枚目（FAX公信案） 当審査会事務局職員をして諮問庁に、1枚目（電信案）及び3枚目（FAX公信案）を開示する場合の不開示部分及び不開示理由を確認させたところ、諮問庁は、不開示部分のうち、各総番号及びパターンコードは、これらを公にした場合、現在外務省が使用している電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障を及ぼすおそれが</p>

		<p>あると説明する。</p> <p>外交事務は、高度の政治的・政策的判断及び対外関係上の専門的・技術的判断を伴うものであり、その特殊性を考慮すれば、外務省が使用する暗号が解読され、我が国の公電の内容が明らかにされるような事態が生じた場合、我が国の安全が害され、対外交渉上不利益を被ることとなることは容易に推察できるところであり、当該部分を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると言うべきである。</p> <p>したがって、各総番号及びパターンコードの不開示部分は、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが相当であるが、その余の部分は、同条3号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。</p> <p>(2) 2枚目の1行目ないし3行目 当該部分は単なる伝達を依頼する文言であり、当該部分は法5条3号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。</p> <p>(3) 6枚目ないし19枚目 当該部分には、新しい指針が日米両国政府間で了承されたことに関し、予定される国会における質疑に対応するために作成した総理大臣への説明用の想定問答の目次とその本文が記載されており、本文部分は、日米安保条約と新しい指針との関連についての根本的かつ重要な概念に関して想定される質問及びそれに対する答弁案が記載されていることが認められる。</p> <p>当該部分は、想定問答という性質上、答弁案は国会の場でそのとおりの答弁がされても差し支えない内容として十分に検討されたものであると考えられ、諮問庁は口頭説明において、その内容は当時の国会答弁とほぼ整合的な内容となっており、これまで質問の対象とならなかったものはおそらくない旨説明している。</p> <p>また、16枚目及び17枚目と実質的に同一内容の文書8の2枚目及び3枚目は、開示されている。</p> <p>そうすると、6枚目ないし19枚目の記載は、日米安保条約及び新しい指針に関する重要な内容を含むものではあるが、作成されてから相当長期間を経た現時点においてはもとより原処分の時点においても、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、外務省の企画・立案事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、当該部分の記載内容は法5条3号及び6号には該当せず、開示すべきである。</p>
23-11	<p>答申24（行情）51 「日中首脳会談の会談記録の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 日中首脳会談の会談記録の不開示部分について、記 	<p>2 不開示情報該当性について （略）</p> <p>(2) 法5条3号該当性について 本文10行目以下の不開示部分には、戦略的互惠関係等に関する日中首脳率直な意見交換の内容が詳細かつ克明に記載されており、その内容には日中間に存在する外交問題に係る機微な点が含ま</p>

	<p>者会見での発言内容等はいずれも当該会談の内容を詳細に明らかにしたのではなく、不開示部分については、日中間に存在する外交問題に係る機微な点を含む部分が既に公表された情報を記録した部分と容易に区分し難い状態にあることが認められるとして、5条3号該当性を認めた例</p>	<p>れていることが認められる。</p> <p>異議申立人は、「総理が記者会見で発言した内容部分については開示可能であるはずである」旨主張するところ、当該会談後の記者会見において菅総理(当時)が当該会談について言及していること、外務省ホームページにも当該会談の概要が掲載されていることが認められるが、上記記者会見での発言内容は当該会談の内容を簡略に説明した要点のみのものであり、外務省ホームページに掲載された内容も当該会談のあくまでも概要にすぎず、いずれも当該会談の内容を詳細に明らかにしたのではない。当該不開示部分については、上記のとおり日中間に存在する外交問題に係る機微な点が含まれており、当該機微な点を含む部分が既に公表された情報を記録した部分と容易に区分し難い状態にあることが認められることから、当該不開示部分を部分的にせよ開示すると、今後の中国との外交交渉に支障を来すおそれ及び中国との信頼関係が損なわれるおそれがあると諮問庁が判断することに相当の理由があると認められる。</p> <p>したがって、当該不開示部分は、記載内容の分量(頁数)も含め、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。</p>
24-10	<p>答申24(行情)79</p> <p>「日米安保条約に基づく日米地位協定の民事裁判権に関する合意について記した文書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事裁判管轄権に関する日米合同委員会合意に係る同委員会議事録につき、その一部は、協議の結果、日米行政協定第18条に関して両国間で合意された内容が記述されているにすぎないなどの理由から、公にしたとしても、我が国と米国との信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌たんのない協議を行えなくなるおそれがあるとは言えないとして、5条3号該当性を否定した例 	<p>1 本件対象文書について</p> <p>(略)</p> <p>処分庁は、「民事裁判管轄権に関する日米合同委員会合意関連文書」(本件対象文書1)及び「合意に係る日米合同委員会議事録」(本件対象文書2)を特定し、このうち前者については開示し、後者については法5条3号の不開示情報に該当するとして、不開示とする一部開示決定(原処分)を行ったものである。</p> <p>(略)</p> <p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(略)</p> <p>(5) 一方、その余の日本語で記述された各文書を見分すると、これらの各文書は、合意、補足合意との標題、日米合同委員会との記載、開催時期から、いずれも、日米行政協定下における同委員会における合意文書(別紙様式を含む。)であることが認められ、また、日本語で記述された合意文書の一部には、質問に対する一致した見解という形で合意された内容が記載されていることが認められる。</p> <p>そうすると、これらの各文書は、協議の結果、日米行政協定第18条に関して両国間で合意された内容が記述されているにすぎず、それ自体が日米合同委員会の議事録の一部であると認めるには足りず、しかも、その議事録の一部であったとしても米側との間で合意が無い限り公表しないこととされていることも確認できない。そして、民事裁判管轄権に関する合意事項(現に有効な分)の一部については、外務省ホームページにおいて公開されているところである。</p> <p>以上によれば、これら各文書を公にしたとしても、我が国と米国との信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌たんのない協議を行</p>

		<p>えなくなるおそれがあるとは言えないから、法5条3号に該当するとは認められず、開示すべきである。</p> <p>(略)</p> <p>3 付言</p> <p>本件について諮問庁は、その不開示理由を日米双方の合意がないことのみでもって説明し、内容の如何に関わらず不開示を維持しているが、不開示の判断に当たり、日米間の協議を行ったとの説明はなされなかった。</p> <p>このような諮問庁の対応は、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする等とする法の目的に照らし、不十分であるといわざるを得ない。</p> <p>諮問庁は、当審査会に平成22年3月に諮問され係属していた案件（平成22年（行情）諮問第114号）に関して、日米行政協定第17条の改正交渉に係る資料を、米側とも連携の上、自ら、同23年8月26日公開しているところであるが、情報公開制度の趣旨に鑑み、今後、同様な開示請求がされた場合、その開示・不開示の判断に当たり、日米間の協議を行う等、諮問庁は開示に向けて最大限の努力をすることが望まれる。</p>
24-11	<p>答申24（行情）329</p> <p>「アメリカ合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 合衆国軍隊構成員等の犯した罪に対する刑事裁判権の行使に関し、これらの犯罪の捜査、公判を担当する検察官の執務の参考に供するため、昭和47年3月に作成された秘密指定がされた内部資料について、国会図書館において一般の閲覧に供されている状況を踏まえると、国立国会図書館法が規定する国会図書館の設置目的や社会的役割も考慮して、国会図書館が下した判断と、現実に関覧が可能となっている状況を継続していることを重く受け止めるべきであって、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、もは 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 文書1について</p> <p>文書1は、合衆国軍隊構成員等の犯した罪に対する刑事裁判権の行使に関し、これらの犯罪の捜査、公判を担当する検察官の執務の参考に供するため、昭和47年3月に作成された秘密指定がされた内部資料であり、日米地位協定の関係規定の内容のほか、その運用上の留意事項について解説が加えられており、関係通達を含めて参考資料が収録されている。</p> <p>(略)</p> <p>イ 法5条3号該当性について（国会図書館において一般の閲覧に供されている状況を踏まえて）</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 上記の諮問庁の説明の骨子は、公表することについての日米間における合意がなされていない事項について開示することはできないという趣旨のものであり、それは国会図書館において文書1が閲覧可能とされていても変わるところはないとしている。そこで、国会図書館において閲覧が可能とされていることをどう評価すべきかにつき、検討する。</p> <p>A (略) 国会図書館で閲覧可能とされている状況のみをもって、不開示情報該当性は認められないと判断することになると、本件に限らず、行政機関が保有する文書と同一のものを国会図書館も保有している場合においては、直接に法の適用を受けることのない国会図書館が、当該文書の開示・不開示につき、実質的に決定する権限を有するかのごとき事態となり、それが、現行の情報公開制度の枠組みに照らして、適当と言えるのかには慎重な検討が必要である。さらに、官庁から国会図書館に対し納本する場合には、その閲覧に配慮が必</p>

	<p>や、これを開示しても、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があるとは認め難いとして、5条3号該当性を否定した例</p>	<p>要であると考えるのであれば、納本と同時に適宜の申入れを行うことも可能であるが、国会図書館による出版物の収集は、出版元からの納本に限らず、購入、寄贈、遺贈その他の方法によっても行われる（国立国会図書館法23条）ため、本件のように、発行元である官庁が気づかり知らぬ間に、国会図書館が機密扱いの行政文書を手し、一般の閲覧に供しているという事態は起こり得るところであり、このようなことは何ら考慮する必要はないとすることには躊躇（ちゅうちよ）を覚えるのである。</p> <p>B しかしながら、国立国会図書館法2条は、国会図書館の目的として、「国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供すること」を定めており、そのような目的に基づき設置されている国会図書館において、法務省の方針を承知の上で、それでも、個人情報に係る部分を除けば、文書1を一般の閲覧に供することは可能であるという判断がなされ、文書1につき、個人情報に係る部分を除いて、利用規則8条に基づく利用制限をすることなく、実際に、閲覧可能な状態が継続されているという事実を軽視することはできない。</p> <p>これに加えて、本件においては、諮問庁から、こうした事態が続いていることにつき、米国側から不快感が示されたことがあるとの説明はあったものの、少なくとも、それ以上に日米関係に悪影響が及ぼされて、種々の弊害が生じていることについての具体的な説明はなされていない。</p> <p>そうであれば、国立国会図書館法が規定する国会図書館の設置目的や社会的役割も考慮して、国会図書館が下した判断と、現実に閲覧が可能となっている状況が継続していることを重く受け止めるべきであって、諮問庁が、法5条3号に該当するとして、なお不開示とすべきとしている部分については、もはや、これを開示しても、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があるとは認め難く、同号該当性は認められないものと言うほかはない。</p>
25-16	<p>答申25（行情）34 「野田総理発韓国大統領宛親書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国大統領宛に発出された総理親書について、公にしないことを前提に外交上の問題を記載したものであり、記載内容は一体不可分のものとして、5条3号に該当するとし 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>本件対象文書には、日韓間で極めて重要な懸案事項となっている竹島問題等に関する我が国の主張、今後の日韓関係に関する我が国の考え方等、日韓間に存在する外交問題に係る機微な内容が記載されていることが認められる。</p> <p>異議申立人は、本件対象文書の概要が新聞報道され、外務省もインターネットで公開しているとして、本件対象文書は開示されるべきである旨主張するところ、外務省ホームページに掲載されている内容は、本件対象文書についてのプレスリリースで、本件対象文書の内容を簡略に説明した要点のみのものにすぎず、本件対象文書の内容を詳細に明らかにしたものではない。</p> <p>本件対象文書は、公にしないことを前提とした外交上の問題が記載</p>

	<p>た例</p>	<p>されている総理親書であり、その記載内容は一体不可分のものであって、報道関係者に向けて発表するプレスリリースとは異なることを考慮すると、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。</p>
<p>25-17</p>	<p>答申25（行情）264 「CISPRにおいて電力搬送通信設備（PLT）に関連して我が国が提出及び受領した文書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IEC（国際電波標準会議）に係る文書について、IECは5条3号に規定する国際機関ではないことから、同号に該当しないとしつつ、同条6号柱書きに該当するとした例 	<p>2 不開示情報該当性について (略)</p> <p>(3) 法5条3号該当性について</p> <p>IECについて、諮問庁は、電気・電子技術分野の国際標準・規格を作成し、その普及を図ることを目的として設立された、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関であり、加盟国は2012年3月現在82か国（日本からは工業標準化法3条1項に基づき経済産業省に設置される日本工業標準調査会が加盟）で、その主な活動は、国際電気標準規格（IEC規格）を制定し、その標準・規格に適合した製品の品質と安全性を保障する適合性評価制度を提供することであり、これらの活動実績及び国際標準化機構（ISO）や国際連合の専門機関である国際電気通信連合（ITU）等、他の国際機関との密接な連携を図っていることを踏まえると、法5条3号にいう「国際機関」に該当することに不自然な点はないと説明する。</p> <p>IECは、中央事務局がスイスにある非政府組織であるところ、我が国の法令上、国際機関の定義をしたものはないが、講学上、国際機関は条約その他の形式による国家間の合意に基づき特定の目的を達成するため複数の国家を構成員として設立される機関等と説明されていることから、以下、IECが法5条3号に規定する国際機関に該当するか否かについて検討する。</p> <p>IECは、諮問庁が説明するように、電気・電子技術分野の国際標準・規格に関し、各国の代表標準化機関から成る国際標準化機関であり、その活動実績などからも、国際的に重要な役割を有していると認めることはできるものの、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、その設立に当たり、条約や政府レベルの取決め等がなされた事実は確認されなかった。そうすると、IECは、国家間の合意に基づき設立された機関等と直ちに認めることはできず、法5条3号に規定する国際機関に該当するとは言えない。</p> <p>したがって、本件対象文書は、法5条3号の規定する情報に該当するとは認められない。</p> <p>(4) 法5条6号柱書き該当性について (略)</p> <p>そこで、IECと我が国との関係が悪化することによって、我が国に生じる支障について、更に検討すると、我が国も加盟している、自由貿易の促進を主たる目的とする国際機関である世界貿易機関（WTO）の協定の一部である「貿易の技術的障害に関する協定」（TBT協定）において、国内規格は、国際標準化機関によって採択された国際規格を基礎として作成しなければならないとされている。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、IECは、</p>

		<p>この国際標準化機関の一つであり、そのため、我が国においても I E C で国際規格が定められた後、必要に応じて、当該規格を国内の法令において国内規格として定めており、例えば、C I S P R の関係する分野については、C I S P R の検討状況を踏まえつつ、C I S P R で国際規格が定められた後、国内規格として、電波法令における技術基準等として規定されているとのことである。</p> <p>以上を踏まえると、I E C は、国際標準化機関として国際的に重要な役割を有しているのみならず、我が国との関係においても、電気・電子技術分野における国内規格の基礎とされる国際規格を作成する機関として、重要な役割を担っていると認められ、仮に、I E C から我が国への情報提供が制限された場合、我が国が不十分な情報を元に国際交渉に参加しなければならない事態が生じるほか、国際規格の動向に関する情報が不十分なまま国内規格を検討しなければならず、我が国の情報通信行政の停滞を招くことが懸念されるとする諮問庁の説明は、首肯できる。</p> <p>したがって、本件対象文書を開示すると、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。</p>
26-11	<p>答申26（行情）359 「第6回五大特許庁長官副長官会合合意議事録の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 五大特許庁長官副長官会合合意議事録について、公表しない旨を当該会合で決定等していないものの、各国等は、慣行として公表しておらず、当該議事録の内容に基づき作成した概要を公表しているの、当該議事録を開示することはできないとする諮問庁の説明を踏まえ、各国特許庁の各ホームページ等を事務局にて確認し、本件議事録は公表されていないことが認められたので、5条3号に該当し、不開示妥当と判断した例 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>本件対象文書の不開示部分には、長官会合及び副長官会合で議論された内容の要旨が記載されていることが認められる。</p> <p>当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、五大特許庁の合意の上で各参加者の発言要旨等をまとめた公式の議事録であり、当該議事録については、公表しない旨を当該会合で決定等していないものの、各国等は、慣行として公表しておらず、当該議事録の内容に基づき作成した概要を公表しているとのことであった。</p> <p>当審査会事務局職員をして経済産業省及び特許庁のホームページ、五大特許庁共同のホームページ並びに我が国特許庁以外の五大特許庁の各ホームページを確認させたところ、本件対象文書は公表されておらず、また、経済産業省及び特許庁のホームページにおいて公表されている内容を超えて、長官会合及び副長官会合での議論の内容は公表されていないことが認められた。</p> <p>したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、長官会合及び副長官会合における議論の内容が明らかとなり、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。</p>
26-12	<p>答申26（行情）365 「航空自衛隊基地への米軍の探知レーダー配備について、米軍当局等との協議に際して使用又は作成した文</p>	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>諮問庁は、本件対象文書について、その件名、件数及び内容の全てが法5条3号に該当する旨説明するところ、本件対象文書は、その件名及び件数も含め、その全部が米軍装備品の国内配備及び運用について防衛省が米国と行った協議に関する情報であると認められる。</p>

	<p>書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件対象文書について、その件名、件数及び内容を公にすることにより、米国との協議の時期、回数及び内容が明らかとなり、米国との信頼関係が損なわれるおそれ等があるとともに、自衛隊が米軍と共同して任務を行う際の効果的な遂行に支障が生じるおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとの諮問庁の説明を是認できるとした例 	<p>したがって、本件対象文書については、件名及び件数も含めて、これを公にすることにより、米国との協議内容が推察され、又は明らかとなり、自衛隊が米軍と共同して行う任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。</p>
27-9	<p>答申27（行情）898 「在米日本国大使館で平成13年度に支出された「報償費」に関する支出決裁文書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法5条3号及び6号により全てを不開示とされた文書について、審査会として見分した結果、原処分において部分開示された別の文書に類似するので、それに準じて部分開示すべきであるとした例 	<p>3 不開示情報該当性について （略） （4）その他の文書について ア 本件対象文書中には、外務大臣訪米の際の①献花の購入費及び②記者会見の会場借料に係る文書があり、当該文書は、五類型に係る文書のうちの本邦関係者が外国訪問した際の車両借上げ等の事務経費に係る文書に類似すると思われる。 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分において、五類型に係る文書については、部分開示しており、決裁書（狭義）の「金額」、「整理番号」、「小切手宛先送付先」及び「支払方法」、領収書の「支払先」及び請求書等の「調達先」に関する情報並びに支払証拠書台紙の「整理番号」及び「証番号」については、公にすることにより、情報収集活動を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し不開示としたが、その余の部分は開示しているとのことであった。 イ 上記アの①及び②については、1類型に係る文書、直接接触到係る文書及び間接接触到係る文書とはいえ、五類型に係る文書に準じて判断すべきであり、決裁書（狭義）の「金額」、「小切手宛先送付先」及び「支払方法」、領収書の「支払先」及び請求書等の「調達先」に関する情報並びに支払証拠書台紙の「整理番号」及び「証番号」については、これを公にすることにより、本邦関係者等に危害を加えようとする者が、テロ行為等の標的としたり、当該業者を悪用して不法に在外公館に侵入するなどの可能性があり、在外公館の安全確保を困難にするなどの外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6</p>

		<p>号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p> <p>しかしながら、上記アの①及び②のその余の部分については、これを公にしたとしても、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるとは認められないことから、法5条3号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。</p>
28-8	<p>答申28（行情）617, 623</p> <p>「合意に係る日米合同委員会議事録」の不開示決定に関する件</p> <ul style="list-style-type: none"> 先例答申（答申24（行情）79）においては、諮問庁による不開示理由の説明が不十分であったため開示すべきとされたが、本件においては、諮問庁が新たに日米合同委員会の英文の議事録（本件対象文書の原文に当たるとされる文書）を本件対象文書の該当箇所との対応関係を示しつつ提示するとともに、不開示部分の開示には同意しないとする米側からのレター等が提出されたこと等を踏まえ、法5条3号の情報に該当するとした例 	<p>2 本件対象文書の不開示情報該当性について（略）</p> <p>(4) そこで、諮問庁及び米側が本件対象文書を日米合同委員会の議事録であると考えた根拠について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、今回、改めて本件対象文書の原文に当たるとする文書（以下「提示文書」という。）について、本件対象文書の該当箇所との対応関係をも示しつつ、提示した。</p> <p>当審査会において、本件対象文書と対比しながら、提示文書を確認したところ、当該提示文書は、いずれも、その内容及び体裁等から、日米合同委員会の議事録（英文）及びそれに添付された文書であり、かつ、本件対象文書は、当該提示文書の一部を日本語に翻訳したものと認められる。</p> <p>(5) 以上を前提に更に検討する。</p> <p>ア 前回答申においては、本件対象文書は、いずれも、日米行政協定下における日米合同委員会の合意文書であり、質問に対する一致した見解という形で合意された内容が記載されているが、それだけでは、当該文書が日米合同委員会の議事録の一部であると認めるに足りず、また、議事録の一部であったとしても、米側との間で合意がない限り公表しないこととされていることも確認できないこと等から、法5条3号に該当するとは認められないとして、開示すべきと判断したものである。</p> <p>イ 今回、諮問庁から提示文書及び米側レター等が示されたことにより、本件対象文書が日米合同委員会の議事録（英文）の一部を日本語に翻訳したものであることは認められるところ、本件対象文書が作成された経緯や目的等については、諮問庁も上記（3）イ（イ）aで説明するとおり、議事録であるか否かを含め、その文書の性質を明示的に記している資料は残されていないため、これだけをもって、直ちに、本件対象文書が日米合同委員会の日本文の議事録そのものであると断定することはできないが、少なくとも、日米合同委員会の議事の内容を記録したものであると認めることができる。</p> <p>そうすると、日米行政協定下の日米合同委員会の議事録が、当時、米側との間で合意がない限り公表しないこととされていたことも、諮問庁が上記（3）イ（ア）aで説明するとおり、それを明文で確認したものは発見されていないことから、依然として不明のままであることは前回答申時と変わらないとはいえ、米側レター等において、米側も、本件対象文書を日米合同委員会の議事録と認識し、その上で、これら文書は日本の防衛のために極めて</p>

		<p>重要な役割を果たす趣旨の内容が記載されているとして、本件対象文書の開示には同意しない旨が表明されていることをも踏まえ、上記の米側の判断が下されているにもかかわらず、仮に我が国が同文書を一方的に開示すれば、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、今後、米側との間で忘たんのない協議を実施できなくなるおそれがあるとする諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとはいえず、これを首肯せざるを得ない。</p> <p>ウ したがって、本件対象文書を公にすると、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることは否定できないことから、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。</p>
29-4	<p>答申29（行情）403 「河野談話作成過程等に関する検証チーム」に関連して作成・取得した文書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 報道機関等から提起されることが当時想定された質問とそれに対する応答要領等については、法5条3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべき、また、原処分では不存在とされた文書について、請求文言を合理的に解釈すれば本件請求対象に該当すると認められる文書が開示とされた部分に含まれていることから、これにつき改めて特定の上、開示決定等をすべきとした例 	<p>2 前段対象文書の不開示情報該当性について (略)</p> <p>(4) 検討チームの閲覧に供した資料について (略)</p> <p>イ 上記アに掲げる不開示部分を除く部分について (略)</p> <p>(カ) 想定問答、対外応答要領及び記者ブリーフィングの記録について (略)</p> <p>b 文書23、文書25、文書106、文書107、文書111、文書112及び文書119について 文書23、文書25、文書106、文書111、文書112及び文書119の不開示部分には、慰安婦問題等について報道機関等から提起されることが当時想定された質問とそれに対する応答要領等が、また、文書107の不開示部分には、内閣外政審議室長（当時）による記者ブリーフィングの記録の概要等が記載されている。</p> <p>上記はいずれも報道機関等に対しその内容を公にすることが想定される前提で作成された文書又は既に公開されている情報が記載された文書であり、これを公にしても、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、国の機関相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ又は事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、当該不開示部分は、法5条3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。</p> <p>(略)</p> <p>3 後段対象文書の特定の妥当性について (1) 後段対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。</p> <p>ア 本件開示請求は、「検討チームの閲覧に供した内閣官房が主管する全ての文書の件名、日付け、作成者（部署）名、同検討チー</p>

		<p>ムに提供した内閣官房が主管する全ての文書の件名、日付け、作成者（部署）名が分かる文書」の開示を求めるものである。</p> <p>イ 上記請求文言にいう「検討チームの閲覧に供した」又は「同検討チームに提供した」、「内閣官房が主管する文書の件名、日付け、作成者（部署）名が分かる文書」に完全に一致する文書は作成も取得もしていないため、不開示の決定を行った。</p> <p>(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、文書1、文書3、文書16及び文書17のそれぞれの一部には、検討チームが報告書を作成するに当たり参照した、内閣官房が保有する文書の件名及び日付け等が記載されており、上記開示請求文言に完全に一致するとはいえないが、本件開示請求の趣旨に照らして合理的に解釈すれば、本件開示請求は、「文書の件名、日付け、作成者（部署）名」の全てが記載された文書のみならず、その一部の記載がないものの開示をも求めているものと解されることから、これらはいずれも後段請求文書に該当するものと認められる。</p>
30-7	<p>答申30（行情）539 「日米地位協定の考え方（改訂版）の表紙」の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査請求人は、本件対象文書が資料の表紙にすぎないことから法の定める不開示情報には該当せず開示すべき旨主張するが、法3条に定める開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、資料全体の特定部分を独立した文書のように扱い、当該資料全体と切り離して不開示情報該当性を判断することは適当ではないとした上で、本件対象文書（表紙）は資料の一部であっても、公表されていない情報が含まれており、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当とした例 	<p>1 本件対象文書について 本件対象文書は、本件資料の表紙である。 審査請求人は、原処分取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。 (略)</p> <p>2 不開示情報該当性について (略)</p> <p>(2) そこで、諮問庁から本件資料の提示を受けて確認したところ、本件資料には、日米地位協定の解釈に関する日本側の考え方、日米間の協議事項に関する外務省内の考え方、日米間における関連の外交交渉、日米合同委員会における議論及びその背景となった考え方、国会における審議の関連部分の抜粋及び質問主意書の関連部分、政府発表及び政府の統一見解、既存の関連国内法、公表済みの日米合同委員会における合意などが詳細かつ深く掘り下げて記載されていることが認められる。</p> <p>そして、本件対象文書には、公表されていない情報が記載されていることが認められ、上記本件資料の性質及び本件資料を全部不開示とした決定を妥当とした先例答申の判断をも併せ考えれば、本件対象文書は、その一部であっても、これを公にすれば、日米地位協定の解釈・運用等に関する今後の米国との交渉上不利益を被るおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。</p>
1-6	<p>答申1（行情）73 「行政文書ファイル「日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）（昭和43年）」</p>	<p>2 不開示情報該当性について (略)</p> <p>(2) 米軍基地及び沖縄返還問題に関する我が国の検討状況について文書7及び文書17の不開示部分には、約50年前の米軍基地及</p>

	<p>に含まれる文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 約50年前の米軍基地及び沖縄返還問題に係る政府部内の検討状況及び米国との協議に向けた対処方針等の一部につき、本件開示請求時点で沖縄返還から既に40年以上が経過していることに鑑み、これを公にしても、本件開示請求時点においてもなお、他国との交渉上不利益を被るおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないなどとして、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきとした例 	<p>び沖縄返還問題に係る政府部内の検討状況及び米国との協議に向けた対処方針等が記載されている。</p> <p>当該部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、現在においても日米間で協議が行われている又は今後も協議が行われる可能性がある米軍基地に係る問題に関する我が国の対応方針等が推察され、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び米国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p> <p>しかしながら、別表に掲げる不開示部分については、原処分において既に開示されている部分と同旨の若しくは当該部分から容易に推測できる内容が記載されていると認められること、又は、本件開示請求時点で我が国への沖縄の施政権返還から既に40年以上が経過していることに鑑み、これを公にしても、本件開示請求時点においてもなお、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとも認められないことから、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。</p>
1-7	<p>答申1（行情）301 「行政文書ファイル「平成26年度資料丁」につづられた文書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件対象文書には、我が国の安全保障上想定される事態に際して政府機関が採るべき具体的措置等が詳細に記載されており、その個々の文書の名称及び文書の件数を含めて、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるなどと行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるとして、法5条3号に該当するとした例 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>本件対象文書には、我が国の安全保障上想定される事態に際して政府機関が採るべき具体的措置又はその検討に係る諸課題等が詳細に記載されていることが認められる。</p> <p>本件対象文書は、個々の文書の名称及び文書の件数を含めて、これを公にすることにより、我が国の安全保障上想定される事態が発生した場合における政府機関の具体的な行動が推察され、我が国の安全を阻害しようと企図する相手方をして、これを踏まえた対抗及び妨害措置を講ずることを容易ならしめるなど、国の安全が害されるおそれ及び他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。</p>
1-8	答申1（行情）365ない	1 本件対象文書について

<p>し380 「大臣官房の平成21年9月分ないし平成23年3月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣官房報償費に係る不開示決定が争われた最高裁判決等も踏まえ、外務省において特定期間に支出された報償費の金額並びに事案ごとの決裁書及び領収書等につき、これを公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題等に関する情報等と照合することなどを通じて、報償費の個別具体的な使途や我が国の情報関心等が推察される又は情報収集の相手方が特定される結果、情報収集活動等が困難になるなど、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるなどと行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当するとした例。 	<p>(1) 本件対象文書は、平成21年9月ないし平成23年3月に外務省大臣官房（以下「大臣官房」という。）で支出された報償費に係る文書であり、原処分で特定された支出計算書及び決裁書の具体的な内容はおおむね以下のとおりであることが認められる。</p> <p>(略)</p> <p>イ 決裁書</p> <p>報償費を支出する事案ごとの決裁書、請求書、領収書及び支出依頼書等並びにこれら事案に係る支出負担行為即支出決定決議書等の文書一式（以下「決裁書等一式」という。）から成り、それぞれの記載内容は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>2 報償費に関する判決について</p> <p>(略)</p> <p>(3) また、外務省報償費に係る判例ではないが、報償費の性格を検討する上で参考となり得るものとして、内閣官房報償費に関連する文書の不開示決定に係る最高裁判決（平成30年1月19日判決）がある。</p> <p>当該判決においては、内閣官房報償費のうち、調査情報対策費（施策の円滑かつ効果的な推進のため、その時々状況に応じ必要な情報を得るために必要とされる経費であり、情報収集等の対価や会合の経費等として使用される）について、毎月作成される報償費支払明細書（支払相手方は記載されていない）における当該対策費の各支払決定に係る記録部分が開示された場合、その支払相手方や具体的な使途が直ちに明らかになるものではないが、支払決定日や具体的な支払金額が明らかになることから、当該時期の国内外の政治情勢や政策課題等の内容いかんによっては、これらに関する情報との照合や分析等を行うことにより、その支払相手方や具体的な使途についても相当程度の確実さをもって特定することが可能になる場合があるものと考えられるとして、当該部分に記載された情報（支払年月日及び支払金額を含む）は、これを公にすることにより、国の安全が害され、他国等との信頼関係が損なわれ、又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるとする内閣官房内閣総務官の判断に相当な理由があるものと認められ、法5条3号又は6号所定の不開示情報に該当するというべきであるとした。</p> <p>(4) 上記各判決において示された考え方も踏まえ、以下、具体的に検討する。</p> <p>3 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 支出計算書について</p> <p>支出計算書のうち、本件不開示維持部分に当たるのは、①科目別の支出済額等が記載された表のうち項目名及び科目名を除く部分、②支出済総額、③支出済一覧表中の合計の金額欄、④支出済一覧表中の支払方法等欄及び摘要欄、⑤支出済一覧表中の報償費に係る金額欄並びに⑥支出済一覧表中の諸謝金、公務災害補償費、委員手当、退職手当、庁費、委員等旅費、文化人等派遣外国旅費等に係る債主欄の一部である。</p>
---	--

		<p>(略)</p> <p>イ 当該部分のうち、上記⑤については、報償費の支払先が記載されていないとしても、これを公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題等に関する情報、資料等と照合し、分析することなどを通じて、報償費の個別具体的な使途や我が国の情報関心等が推察される結果、情報収集活動等が困難になるなど、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 決裁書等一式について</p> <p>決裁書等一式には、有償の情報収集等の事務の対価として使用された報償費に係る目的、内容、支払先等が、又は、有償の情報収集等及び非公式の外交交渉等の事務の会合の経費として使用された報償費に係る会合の日付、場所、目的、内容、出席者等が記載されていることが認められる。</p> <p>当該文書は、これを公にすることにより、会合の相手方が特定され、又は他の情報等と照合することなどにより、我が国の情報関心等が推察され、我が国が情報収集や非公式の外交交渉等を行うことが困難となり、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p>
3-3	<p>答申3 (行情) 593 「防衛大臣の日程表の一部 開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 防衛大臣の日程表につき、防衛大臣の職務の特殊性に鑑みれば、全体として防衛省・自衛隊の情報収集能力や危機管理態勢について推察可能となる重要な情報であるとして、法5条3号に該当するとした例 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(略)</p> <p>(2) 以下、検討する。</p> <p>ア 別紙の2に掲げる部分を除く部分について</p> <p>(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、独自の様式を用い、事前に計画された防衛大臣の予定及び関係部署に関する情報が1日ごとに分けられて記載されており、その記載ぶりは詳細であって、個々の予定の重要度等に応じて記載方法が変えられているものと認められる。また、その記載は、防衛省ウェブサイト等において事後的に公表されている情報と比較すると、事前の不確定な予定等についての詳細な記載であると認められ、同ウェブサイト等においても、防衛大臣の1日全体の日程を、その様式、重要度及び時間配分も含め確認できるような表については公表されていないと認められる。</p> <p>そうすると、上記(1)アの防衛大臣の職務の特殊性に鑑みれば、防衛大臣の行動として事後的に公表された内容に相当する部分も含め、公知となっている情報等と比較して分析することにより、危機管理態勢等について推察可能となるとする上記(1)イ(ア)ないし(ウ)及びウ(ウ)の諮問序の説明は</p>

		<p>否定し難く、日程表の内容部分及び文書313の左上部分のうち最終行5文字目以降の部分は、全体として、危機管理態勢等について推察可能な情報と結び付くものといわざるを得ないのであって、これらを一部でも公にした場合には、危機管理態勢等に関わる重要な情報が明らかになる旨の上記(1)イ(ア)及び(エ)並びにウ(ウ)の諮問序の説明は、これを否定することまではできない。</p> <p>また、日程表の様式、体裁部分について、これらを一部でも公にした場合には、当該様式を利用するなどして、国内外に混乱を起こそうと考える者にとって、具体的な計画を企てることが容易となり、そうした計画が実行されれば、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、防衛省・自衛隊の円滑な任務遂行に支障が生じ国の安全が害されるおそれがあるとする上記(1)ウ(イ)の諮問序の説明についても、これを否定することまではできない。</p> <p>(イ)したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。</p>
--	--	--